

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (職員の配置の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)（別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第7項において同じ。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)（別表第2の3において適用する場合を含む。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)（別表第2の4において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項の免許状（以下「幼稚園の教員の免許状」という。）または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者とすることができます。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (職員の配置の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)（別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第7項において同じ。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)（別表第2の3において適用する場合を含む。）の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)（別表第2の4において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項の免許状（以下「幼稚園の教員の免許状」という。）または保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者とすることができます。</p>
<p>3～7 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。）</p>	<p>3～7 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。）</p>

以下この表において同じ。) の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

2~10 省略

別表第2 省略

以下この表において同じ。) の認定を受けようとする場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

2~10 省略

別表第2 省略